札案件」という。)とする。

(趣旨)

- 第1条 この告示は、飯塚市が発注する建設工事、業務委託、修繕及び物品の供給について、電子入札システムにより行う入札(以下「電子入札」という。)の試行に関し、飯塚市契約規則(平成18年飯塚市規則第61号。以下「規則」という。)等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(対象)
- 第2条 電子入札の対象は、飯塚市が発注する建設工事、業務委託、修繕及び物品の供給のうち、市長が電子入札で行う旨を入札公告等で指定した案件(以下「電子入
- 2 市長は、電子入札案件について、電子入札システムに案件登録を行うものとする。
- 3 市長は、当該電子入札案件が、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)による場合は、「調達案件概要」の「条件」の欄に「本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。」と記載する。
- 4 案件登録情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報の変更又は入札中 止の処理を行う。
- 5 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、必要事項 を入札参加者に通知する。

(運用時間)

- 第3条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、飯塚市の休日を 定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条第1項に定める市の休日(以下「休日」 という。)を除き、次の時間帯とする。
 - (1) 電子入札システム 飯塚市 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者 午前8時30分から午後8時まで
 - (2) 入札情報公開システム 飯塚市 午前8時30分から午後9時まで 入札参加者 午前6時から午後11時まで

2 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。 ただし、正午から午後1時までを除く。

(電子入札システム利用者)

- 第4条 電子入札システムを利用することができる者は、飯塚市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。
- 2 特定建設工事共同企業体(以下この項において「特定JV」という。)を対象とする 入札案件において電子入札システムにより入札を行う者は、特定JVの代表会社と する。

(利用者登録)

- 第5条 電子入札を行う者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。
- 2 入札参加者は、代表者、会社の商号又は会社の住所の変更が生じた場合には、速 やかに変更後のICカードを再取得し、再度の利用者登録を行わなければならない。
- 3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカー ド利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければなら ない。

(入札書等の取扱い)

- 第6条 市長は、電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札 させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書が提出 され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるもの とする。
 - (1) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の変更によるICカードの再取得手続き中の場合
 - (2) ICカードの失効、閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損又は盗難による 再発行手続き中の場合
 - (3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合その他やむを得ない事情があると認められる場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める場合
- 2 入札参加者は、内訳書や配置予定技術者調書等の入札参加必要書類(次項において「入札参加必要書類」という。)の提出を求められた場合については、マイクロソフト社のワード若しくはエクセル又はアドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール)により作成し、提出しなければならない。ただし、市長が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。

- 3 紙入札業者は、紙入札用入札書(以下「紙入札書」という。)及び入札参加必要書類を封入し、入札公告等記載の入札書受付締切日(以下「締切日」という。)までに、市の指定する宛先に到達するよう郵送で提出しなければならない。ただし、締切日の午後5時15分以降に発生したパソコン端末、通信回線等の障害等、やむを得ない事情があると認められる場合にあっては、締切日の翌日(その日が休日に当たるときは、その日後において最初の休日でない日)の午前9時まで提出することができる。
- 4 紙入札業者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号 (任意の3桁の数字)を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。
- 5 電子入札または紙入札にかかわらず、提出した入札書の差替え又は撤回は、認め ないものとする。

(開札)

- 第7条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後速やかに行うものとする。
- 2 紙入札をした者がいる場合は、入札執行者は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。

(電子くじ)

- 第8条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が 2人以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。ただし、総合 評価方式については、この限りでない。
- 2 電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字
 - (2) 乱数値 電子入札システムによりランダムに入力された3桁の数字
 - (3) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序
- 3 紙入札業者の応札順序は電子入札による入札参加者の後とし、紙入札業者が複数 ある場合は名簿登載順とする。
- 4 前3項に基づく電子くじの手続を行わない場合には、別に市長が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定する。

(再度入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を行うことができる。 (入札の無効)

第10条 規則第21条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、

無効とする。

- (1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合
- (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の目的をもってICカードを使用した場合 (障害時の対応)
- 第11条 市長は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因及び復旧の見込み等を調査の上、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の中止等必要な処置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。(補則)
- 第12条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に該当しない者が同項の規 定による届出をしたときは、紙入札を認めるものとする。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。